



中日新聞
夕刊
発行所 中日新聞社
名古屋市中区三の丸一丁目6番1号
〒460-8511 電話 052(201)8811

西松建設購入 不起訴不当の議決

二階派バー券

準大手ゼネコン西松 治団体名義で二階俊博 体「新しい波」のバー券を購入している建設が、実体のない政 経済産業相派の政治団

た問題で、政治資金規 正法違反容疑で告発さ れ、東京地検特捜部が 不起訴処分とした「新 しい波」と同団体の会 計責任者らについて、 東京第三検察審査会は 十六日付で、不起訴不 当の議決をした。

小沢一郎民主党代表 代行側への献金をめぐ り、同法違反罪で起訴 され、二階派のバーテ イー券購入では起訴猶 予処分になった西松前 社長国沢幹雄被告(左) については「起訴相 当」とした。審査会は 議決理由で「十分な証 拠があるのに起訴猶予 は納得できない。バラ ンスを保つために起訴 すべきだ。(西松から の献金の)すべての部 分を公の法廷で説明し た方が、国民全体が納 得する」と指摘した。

当時の二階派の会計 責任者の泉信也元国家 公安委員長や事務担当 者らについては「捜査 が尽くされているとは 到底言えない。強い政 治不信がみられるとい う政治状況を踏まえる と、政治資金規正法違 反事件ではさらに踏み 込んだ捜査が期待され る」とした。

西松のタミー政治団 体「新政治問題研究 会」「未来産業研究 会」は二〇〇四―〇六 年、新しい波のバーテ

バー券八百三十八万円 分を購入。同法違反容 疑で告発した政治資金 オンブズマン(大阪) の大学教授らは、不起 訴処分を不服として検 察審査会に審査を申し 立てていた。

議決に法的拘束力は ないが、五月に改正さ れた検察審査会法では 検察審査会が「起訴相 当」を二回議決すれ ば、裁判所が選任した 弁護士が強制的に起訴 できるようになった。